平成２９年（フ）第２３６号
堺市美原区青南台２丁目14番２号　トリスミ青南台203号
債務者　嶋田　普一
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２号
香川県三豊市豊中町本山乙607番地５　リバーサイド本山Ｆ102号、住民票上の住所香川県丸亀市城東町１丁目２番71号
債務者　青木　勇人
1　決定年月日時　平成29年４月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第１０１４号
大阪府東大阪市旭町18番31号
債務者　黒木　茂樹
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０４７号
大阪府門真市柳田町４番30―701号
債務者　桑山　義之
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１１８号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ18―505号
債務者　土田　幸枝
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１２８号
大阪府門真市舟田町27番５号
債務者　初田　　淳
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２２２号
大阪市大正区泉尾７丁目13番２―111号
債務者　下堂　　勇
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２２４号
大阪府東大阪市衣摺４丁目26番12号
債務者　福田　誠二
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６号
徳島県鳴門市鳴門町三ツ石字南大手39―２―231、住民票上の住所福岡県福岡市中央区舞鶴２丁目８番30号、旧住所広島県広島市安佐南区大町東１丁目６番５―７―104号
債務者　齊藤　昌見
1　決定年月日時　平成29年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０号
香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁53番地９（マイルドハート21―705）
債務者　入江　栄雄
1　決定年月日時　平成29年４月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第３１号
香川県仲多度郡琴平町苗田1164番地10
債務者　川成　　愛
1　決定年月日時　平成29年４月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１８５号
神戸市兵庫区駅南通２丁目１番38―801号
債務者　香西　千穂
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０１号
神戸市長田区大日丘町２丁目２番２―408号
債務者　岡島　久代（旧姓門田）
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４７号
長崎県長崎市赤迫２丁目８番26号
債務者　中道　鉄兵
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４８号
長崎県長崎市赤迫２丁目８番26号
債務者　中道　紗衣
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５０号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷1953番地４　セジュールＨＡＭＡ　Ｃ棟102号
債務者　野中喜美恵
1　決定年月日時　平成29年４月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係